



# 熊本県公報

第 1 2 4 3 6 号

平成 27 年 7 月 17 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 1
○保安林の指定	( 〃 ) 2
○保安林の指定	( 〃 ) 2
○保安林の指定	( 〃 ) 3
○保安林の指定	( 〃 ) 3
○指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○平成 27 年度予算の要領	(財政課) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 10
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課) 10
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 10
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 11
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 11
<b>公 告</b>	
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 11
○県営土地改良事業計画の決定	( 〃 ) 12
○肥料登録有効期間更新	(農村技術課) 12
○土地改良区役員 の 就 任	(農村計画課) 12
○県営土地改良事業計画の変更	( 〃 ) 12
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課) 12
<b>登 載 依 頼</b>	
○有明海自動車航送船組合職員採用試験(社会人)の実施	(有明海自動車航送船組合) 13
○第 1 回熊本県環境基本計画検討委員会の開催	(環境審議会) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 6 4 1 号

森林法(昭和 26 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 27 年 7 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ川 2 3 2 5 番 5、2 3 2 5 番 7、大字中松字地獄谷 2 1 2 1 番 2 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字三ノ川 2 3 2 5 番 5・2 3 2 5 番 7・字地獄谷 2 1 2 1 番 2 2 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第 6 4 2 号

森林法(昭和 26 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字片俣字塀ノ口623番、624番、字城ケ尾992番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塀ノ口623番・624番・字城ケ尾992番1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第643号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島字桑鶴1424番1、1424番2、字南迫1459番、1460番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑鶴1424番1・1424番2・字南迫1459番・1460番1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第644号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字椿ノ内5053番1、5063番、5064番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字椿ノ内5053番1・5063番・5064番1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字上御所河内4425番・4427番・4429番・4442番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第646号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。  
平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
PCI 人吉市五日町7 2 2F	株式会社PCI 人吉市上林町684 番地 越替 浩吉	平成27年 7月8日	4350600096	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第647号

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算が平成27年6月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。  
平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成27年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,058,954千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ755,908,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		3,928,641	18,064	3,946,705
	1 負担金	3,207,655	18,064	3,225,719
2 国庫支出金		109,882,302	1,140,779	111,023,081
	1 国庫負担金	43,404,122	113,416	43,517,538
	2 国庫補助金	64,217,993	1,015,249	65,233,242
	3 国庫委託金	2,260,187	12,114	2,272,301
3 財産収入		1,492,631	49	1,492,680
	1 財産運用 収入	1,025,608	49	1,025,657
4 繰入金		41,577,876	309,454	41,887,330
	1 基金繰入金	40,808,118	309,454	41,117,572
5 繰越金		53,221	417,662	470,883
	1 繰越金	53,221	417,662	470,883
6 諸収入		34,094,392	9,946	34,104,338
	1 雑 入	6,931,367	9,946	6,941,313

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		96,108,000	163,000	96,271,000
	1 県 債	96,108,000	163,000	96,271,000
歳 入 合 計		753,849,202	2,058,954	755,908,156

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,912,481	80,681	33,993,162
	1 企 画 費	6,303,357	18,360	6,321,717
	2 徴 税 費	6,394,682	30,474	6,425,156
	3 防 災 費	4,013,701	31,847	4,045,548
2 民 生 費		94,612,520	347,222	94,959,742
	1 社会福祉費	64,489,482	285,082	64,774,564
	2 児童福祉費	25,139,245	62,140	25,201,385
3 衛 生 費		57,909,662	345,512	58,255,174
	1 公衆衛生費	40,262,105	341,789	40,603,894
	2 環境衛生費	14,733,376	3,723	14,737,099
4 農 水 産 業 林 費		61,458,497	826,203	62,284,700
	1 農 業 費	17,541,264	67,897	17,609,161
	2 畜 産 業 費	2,679,225	750,500	3,429,725
	3 林 業 費	14,871,039	7,806	14,878,845

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 商 工 費		27,674,281	156,478	27,830,759
	1 工 鉱 業 費	4,350,791	87,390	4,438,181
	2 観 光 費	654,717	69,088	723,805
6 土 木 費		78,395,378	292,230	78,687,608
	1 道 路 橋 り ょう 費	37,283,281	12,010	37,295,291
	2 河 川 海 岸 費	25,580,153	10,820	25,590,973
	3 港 湾 費	4,721,128	269,400	4,990,528
7 教 育 費		169,295,215	9,487	169,304,702
	1 教 育 総 務 費	31,225,110	4,315	31,229,425
	2 保 健 体 育 費	1,590,935	5,172	1,596,107
8 災 害 復 旧 費		4,698,866	1,141	4,700,007
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	657,653	1,141	658,794
歳 出 合 計		753,849,202	2,058,954	755,908,156

## 第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 ラグビーワールドカップ2019推進事業	平成28年度 ～平成29年度	100,000
	年次別内訳	
	平成28年度	50,000
平成29年度	50,000	
2 道路改築事業 (国道266号新天門橋) 上天草市・宇城市	平成28年度	1,780,000

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,631,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,633,000	(補 正 前 に 同 じ)		
港 湾 建 設 国 庫 補 助 事 業 費	637,000	融機構、会社、 その他 (借入方法) 証券借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	798,000			
計	3,268,000				3,431,000			

熊本県告示第648号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
F e l t 合志市竹迫2013番地1	株式会社COZY 合志市竹迫2013番地1 中島 悠	就労継続支援A型	平成27年7月8日

熊本県告示第649号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年7月8日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	盗撮ファミリー母娘ナマ中継（オーピー） 桃木屋旅館騒動記（新東宝） 怪談 女霊とろけ腰（オーピー） 恥ずかしい人妻濡れまくる昼下がり（新東宝） 出張いやし姫生舌づくし（オーピー） 妻の秘密 エロすぎ熟れ頃（新東宝） SEXライフ熱い夜に抱かれて（オーピー） 緊縛絵師の甘美なる宴（オーピー） 家政婦のカラダ 押し倒したい！（新東宝） 初恋のつぼみここから先はダメよ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第650号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字小谷1184番、1209番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小谷1184番・1209番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第651号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年7月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市湯浦字琴川1290番3、1290番4、1328番、1330番、1331番、字城1437番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字琴川1290番3・1290番4・1330番・1331番・字城1437番  
1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字琴川1328番
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第652号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年7月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字浦田1425番6、1425番326、1425番398、1425番540、大字湯浦字湯治2番1、2番27、2番28、3番936、3番937、3番1073、3番1178から3番1191まで、3番1211、3番1244、3番1258、3番1259、3番1269
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字湯治2番1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告****熊本県公告第486号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営仁原地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成27年7月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営仁原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月21日から平成27年8月17日まで
- 3 縦覧場所  
湯前町役場  
多良木町役場

**熊本県公告第487号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営免田川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営免田川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成27年7月21日から平成27年8月17日まで
- 縦覧場所  
あさぎり町役場

**熊本県公告第488号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1334号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量： 5.5 りん酸全量： 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本県果実農業協同組合連合会 熊本県熊本市東区小山町1846番地	平成30年7月8日

**熊本県公告第489号**

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
就任 理事	松岡 隼人	人吉市下青井町28番地6

**熊本県公告第490号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（唐千田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天草中央南地区（唐千田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成27年7月21日から平成27年8月17日まで
- 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第491号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3

項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を産山村役場に掲示する。

平成27年7月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
橋本 鹿喜、進 岩美、井 休、酒井 榮作、森本 美直、高橋 齊、内田 徳郎、高木 廣彦、高橋 祝男、井 美津代、井 敏春、酒井 秀之、野村 貞子、緑営不動産株式会社、志賀 英昭、井手 隆明、多保 広美、井 二郎、井 七三郎、佐藤 常平、記 外34名、佐伯 桂次、辻井 恵市、辻井 順平、辻井 清太郎、辻井 武平、鶴伴吉、鶴 宇平、鶴 才八、鶴 常平次、鶴 倉次、鶴 和七、内柳 幸次郎
- 2 通知の趣旨  
(1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年3月2日付け農林水産省告示第461号による。

**登載依頼**

**有明海自動車航送船組合職員採用試験（社会人）の実施（公告）**

平成27年度有明海自動車航送船組合職員採用試験（社会人）の実施について、次のとおり告知する。

平成27年7月17日

有明海自動車航送船組合  
管理者 川崎 邦宏

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
社会人基礎試験	有明海自動車航送船組合事業部における総務、営業、運航管理等の一般事務

- 2 給与  
初任給は、採用される人の職務経験等に応じて決定する。
- 3 受験資格  
次の各号のすべてに該当する者とする。  
(1) 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者  
(2) 民間企業等における職務経験年数が通算して5年以上有する者  
ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。
- 4 第1次試験  
(1) 試験種目  
社会人基礎試験（職務基礎力試験及び職務適応性試験）  
(2) 試験の実施日  
平成27年9月20日（日）  
(3) 試験地  
長崎県島原市  
(4) 第1試験合格者発表  
平成27年10月中旬に多比良港及び長洲港のフェリーターミナル並びにホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面で通知する。
- 5 第2次試験  
(1) 試験種目  
人物試験（個別面接）、作文試験及び身体検査（当組合が指定した医療機関の健康診断書の提出）  
(2) 試験の実施日及び試験場所  
第1次試験合格者に別途通知する。
- 6 最終合格者発表  
合格者は別途書面で通知する。
- 7 受験手続  
(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法  
郵便によって請求する。請求方法は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、有明海自動車航送船組合事業部総務課あて郵送する。  
(2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、封書（簡易書留扱い）にて有明海自動車航送船組合事業部総務課に郵送すること。  
(3) 申込受付期間  
平成27年8月3日(月)から平成27年8月20日(木)までの必着とする。
- 8 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、有明海自動車航送船組合事業部総務課に行うこと。

有明海自動車航送船組合 事業部総務課  
郵便番号 859-1311 長崎県雲仙市国見町土黒甲2-28  
電話 0957-78-3358

#### 熊本県環境審議会公告第4号

第1回熊本県環境基本計画検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年7月17日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時  
平成27年7月27日（月） 15時から17時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館1階 101会議室
- 3 会議内容  
(1) 委員長及び副委員長の選任について  
(2) 第五次熊本県環境基本計画の骨子案について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、会場にて14時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他  
会議の公開・非公開は会議の冒頭で決定する。
- 7 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）  
（電話096-383-1111 内線7321）